

障害者就労支援施設等のサービス内容や対象者について

種類	サービス内容	対象者
就労移行支援	一般企業等への就職を希望する方が、働くための知識や能力を身につけたり、実習先を探す等、就職活動のサポートを受けます。就職後も6か月間、職場定着のために相談や企業との調整を行います。 利用期間：原則として2年間（ただし必要性が認められた場合に限り最大1年間の更新可能）	①企業等に就労することを希望する方 ②技術を習得し、在宅で就労・企業を希望する方 ③利用年齢は原則として18歳から65歳未満
就労継続支援A型	一般企業等での就労が難しい方が自分の障害に合った配慮や支援を受けながら雇用契約を結んだ上で働き、賃金を受ける福祉サービスです。 利用期限：施設が設定する定年まで（ただし65歳までに正式な利用者となっていれば引き続き利用可能）	①移行支援事業を利用したが、企業などの雇用に結びつかなかった方(利用年齢は原則として18歳から65歳未満) ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ③就労経験がなく、雇用関係がない方
就労継続支援B型	障害や難病のある方のうち、年齢や体力などの理由から、企業等で雇用契約を結んで働くことが困難な方が、軽作業などの就労訓練を行うことができる福祉サービスです。比較的簡単な作業を、短時間から行うことが可能です。 利用期限：なし	①就労経験があり、年齢や体力で雇用されるのが難しい方 ②50歳以上または障害基礎年金1級受給者 ③①②に該当しない方で就労移行支援を利用した結果、B型の利用が適当と判断された方
自立訓練	地域での生活を送るために生活能力の維持、向上のために様々な体験や興味の場を広げ、生活習慣を整えるための相談や助言を受けます。 利用期間：原則として2年間	①入所施設・病院を退所・退院し、地域生活への移行のために生活能力の維持、向上を目的とした訓練が必要な方 ②特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等で地域生活を営む上で生活能力の維持、向上を目的とする訓練が必要な方 利用年齢は原則として18歳～65歳未満
就労定着支援	就労移行支援等事業所（就労継続支援A型・B型、自立訓練、生活介護）を利用して一般企業の就職後の就労継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行います。 利用期間：3年間（就職6か月後より3年6か月まで）	就労移行支援事業所等（就労継続支援A型・B型、自立訓練・生活介護）を利用して一般就労に就職し、6か月を経過した方

参考文献：厚生労働省「社会福祉施設等調査」

※利用にあたっては障害者手帳の有無は問いませんが、事前の申請が必要です。

利用を希望する際、区役所の担当者に相談してください。